

令和3年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト 実施要項

練馬区教育委員会

1 目的

子供たちがいじめについて改めて考えることを通して、いじめを許さない心を持ち、明るく楽しい生活が送れるようにする。

2 主催

練馬区教育委員会 練馬区立幼稚園長会 練馬区立小学校長会 練馬区立中学校長会

3 実施事業

(1)「練馬区いじめ防止シンボルマーク」の募集

① 周知方法

各校にて、別添『いじめ防止シンボルマーク』の募集について」を印刷のうえ、児童生徒に配付する。

② 提出方法

ア 小学校1・2・3年の部 3点(各学年1点)

イ 小学校4・5・6年の部 3点(各学年1点)

ウ 中学校の部 3点(各学年1点)

各学校で提出作品を選考し、各学校で取りまとめのうえ、提出する。

③ 提出締め切り

各学校が教育委員会へ提出する締め切りは、令和3年12月3日(金)とする。

④ 提出先

練馬区教育委員会担当指導主事あてC4th個人連絡または交換便にて送付する。

⑤ 選考および表彰

ア 小学校1・2・3年の部 最優秀1点、優秀3点、入選6点

イ 小学校4・5・6年の部 最優秀1点、優秀3点、入選6点

ウ 中学校の部 最優秀1点、優秀3点、入選6点

応募のあった中から教育指導課での第一次選考、いじめ防止シンボルマーク選考委員会による選考を経て、各部門の表彰者を決定する。

⑥ その他

- ・実施にあたっては、いじめの防止や抑制に対するシンボルマークの果たす役割や意味を確認し見る人の立場を考えたいうで、絵に込める思いや願いを学級で話し合うなど、全ての児童生徒が参加できるように配慮する。
- ・入賞作品を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。
- ・応募作品等は、各校で掲示するなどその活用につながる。

(2) 「いじめ一掃取組月間」の設定

① 実施期間

令和3年11月1日（月）～令和3年11月30日（火）

＜「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（令和3年度第2回）に実施する。＞

② 実施内容

ア 各学校（園）で「いじめ一掃取組月間」の取組を、下記の内容に沿って事前に設定する。

・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、授業・保育あるいは児童会・生徒会等で実施した、
幼児・児童・生徒が主体となるいじめ防止に関する取組

※今年度より各部門を撤廃し、幼児・児童・生徒が主体となる取組を実施するようお願い
します。

イ 各学校でいじめについての講話を全校集会等で実施するとともに、学校（園）だより等を通じて家庭や地域と連携し、幼児・児童・生徒の意識を高めること。その際、「いじめ等対応支援チームからの提言」の内容を踏まえ、学校の実情に応じた創意工夫を図る。

ウ いじめに関わる実態アンケート（いじめの実態把握のためのアンケート用紙）を活用し、いじめについての実態を把握する。

エ 授業等におけるいじめに関する指導の実施、個別面談の実施、教育相談期間の設定等を行い、いじめの解消に向けて継続的・組織的に対応をする。

オ 児童会、生徒会によるいじめ防止運動を実施し、「いじめは絶対に許されない・許さない」という意識を醸成する。

カ 児童生徒および家庭・地域へ「ネットいじめ」の防止についても働きかけ、「SNS練馬区ルール」「SNS学校ルール」を活用して子供たちの健全育成に取り組む。

③ 実施報告

教育委員会が指定する「いじめ防止実践事例報告書」にて取組内容を報告する。

④ 実践事例報告書の提出期限

令和3年12月3日（金）

⑤ 表彰

○学校（園）奨励賞

「いじめ一掃取組月間」において顕著な成果を上げている3校園程度を、学校（園）奨励賞として表彰する。表彰基準は、以下のとおりである。

・幼稚園、小中学校において「いじめ一掃取組月間」の実施において、幼児・児童・生徒が主体となり、顕著な成果を上げていると教育委員会が判断した学校であること

- ・取組に継続性が認められること

なお、学校（園）奨励賞を受賞した学校（園）は、その優れた取組を実践事例としてまとめ、「いじめ防止・小中一貫教育実践事例発表会」（仮）で発表する。

（3）「いじめ防止・小中一貫教育実践事例発表会」（仮）の開催

① 開催日時

令和4年2月3日（木）時間は未定

※詳細は、後日改めて通知します。

② ねらい

これまでのいじめ一掃プロジェクトに関する取組を踏まえ、令和3年度内に実施された児童会・生徒会活動等の特別活動や、道徳の時間、行事等で実践されているいじめ防止に関する内容を発表し、いじめの未然防止およびいじめ改善の一助とする。

③ 内容

ア 練馬区いじめ防止シンボルマークの表彰

イ 学校（園）奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、授業・保育あるいは児童会・生徒会等で実施した、幼児・児童・生徒が主体となるいじめ防止に関する取組

④ 発表の形式（予定）

ア 練馬区いじめ防止シンボルマークの表彰

最優秀作品に選出された児童生徒の作品を表彰する。

イ 学校（園）奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

それぞれの実践をプレゼンテーション形式等で発表する。

⑤ その他

入賞作品および実践事例を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。